

共済年金職域部分廃止の警察への影響について

警察の職務の特殊性

- 個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる責務
- 自らの身体への直接的・潜在的危険を顧みず、職務に従事



<災害警備活動>



<交通規制活動>



<暴力団・テロリスト対策>

警察における公務等による障害・死亡の例

- 地震災害対応中の被災（東日本大震災で避難誘導中に津波により被災したもの）
- 人命救助活動中の事故（線路内の人物救助の際、電車にひかれたもの）
- 立てこもり事件における人質救出中の被弾（被疑者の発砲を受けたもの）
- 高速道路上の活動中の事故（事故車両捜査中、他の走行車両が衝突したもの）

公務等による障害・遺族共済年金（＝職域部分）

- ◆ 公務等による傷病が原因で障害の状態となったり、死亡した場合に支給
- ◆ 職責に応じた保障
 - 職域部分の額が通常よりも高い
 - 厚生年金部分と職域部分の合計が一定額に達しない場合、最低保障額を適用
 - 公費による負担

危険な状況下でも敢えて公務を遂行する職員への保障

※ 火災・災害等における対処に関しては海上保安官・消防吏員・自衛隊員等も同様

共済年金職域部分廃止による公務等による障害・遺族共済年金への影響

<例>

【勤続約30年の警察官：障害等級1級】

現行：約460万円／年

約170万円（35%）減少

廃止後：約290万円／年
（私傷病の場合と同様）

【勤続5年の警察官：死亡】

現行：約180万円／年

約30万円（17%）減少

廃止後：約150万円／年
（私傷病の場合と同様）

共済年金職域部分廃止の警察への影響について

我が国の警察組織の特色

- 警察庁と各都道府県警察は相互に連携して現場における職務を遂行



共済年金による全国斉一の保障

- 地方公務員等共済組合法で警察庁職員、都道府県警察職員の取扱いを規定



**警察庁と各都道府県警察が
不可分一体で機能することを処遇面から担保**

警察庁、都道府県警察ごとに制度が異なる場合に問題となり得る例

<災害対応>

大規模災害発生県に派遣されたA警視正(国家公務員)、B警部(地方公務員)、C技官(国家公務員)が、ともに人命救助活動中に死亡した場合、Bの遺族に対してのみ職域部分に係る遺族年金支給

<警衛警備>

D皇宮護衛官(国家公務員)とE警部補(地方公務員)が、警衛警備実施中、ともに暴漢を取り押さえようとして障害を負った場合、Eにのみ職域部分に係る障害年金支給

<暴力団犯罪対策>

暴力団犯罪に係る合同捜査に従事しているF警部補(甲県警)、G警部補(乙県警)が、ともに被疑者追跡中に抵抗を受けて障害を負った場合、一方にのみ職域部分に係る障害年金支給



**警察職員の士気や警察組織の一体的活動に
有形・無形の影響を与えることとなり
公共の安全と秩序を損なうおそれ**